

近畿地方整備局
資料配付

配布日時	平成18年12月25日 14時
------	--------------------

件名	<p>平成19年度社会実験実施地域公募のお知らせ</p> <p>～道路空間の有効活用、 歩行者・自転車優先施策を応援します！～</p>
----	--

概要	<p>12月25日から3つのテーマで社会実験を公募します！！</p> <p>国土交通省道路局では、道路整備だけでなく、既存道路の有効活用、渋滞対策、交通事故対策などの行政課題に対応するため、平成11年度より「社会実験」に取り組んでいます。 (平成18年度は別紙-1のとおり)</p> <p>社会実験は、既存制度の大幅な見直しを伴う、先進的かつ斬新な施策について、当該施策を本格実施に移行するにあたり、事前に効果や影響を確認するため、場所と期間を限定して試行・評価するものです。</p> <p>平成19年度の社会実験は、新規性、先進性を含む次のテーマとしています。</p> <p>沿道を含めた空間の一体的な整備・管理を行うことによってより高い道路の機能を発揮させるための実験 道路利用者のニーズにより的確に応えるため、道路の機能の特化とそれに合わせた整備・管理を行うための実験 地域における様々な課題を解決するため、道路として積極的に貢献していくための実験 詳細は公募要領参照</p> <p>申請可能な団体は、国土交通省と連携して実験をしていただける地方公共団体、商工会議所、NPO法人、公的な任意団体です。</p> <p>受付期間は、平成18年12月25日～平成19年1月31日。</p> <p>近畿地方整備局道路部道路計画第二課において、申請書類を受け付けます。 実験内容や申請等に関する事前相談などについても、お問い合わせ下さい。</p> <p>公募要領、申請書はホームページからダウンロード出来ます。 http://www.mlit.go.jp/road/demopro/index.html</p>
----	--

取り扱い	-
------	---

配布場所	近畿建設記者クラブ 大手前記者クラブ
------	-----------------------

問合せ先	<p>道路部 道路計画第二課長 田中基裕 内線4251 課長補佐 迫 俊郎 内線4252 電話：06-6252-8121(代表)</p>
------	--

平成18年度 社会実験実施地域一覧

(着色部分が近畿管内分)

No.	地域	実験名称	実験概要
1	滋賀県 草津市	南草津地区暮らしのみちゾーン施策の有効性検証実験	南草津地区の生活道路において、一方通行規制の時間延長やハンプや狭さを設置による通過交通の抑制効果を検証する
2	大阪府 吹田市	商店街・企業・NPO・自治会・行政で創造する“江坂エスコタウン再生”社会実験	江坂駅西側の歩車共存道路において、道路上における駐輪施設の整備を試行するとともに、自動車の進入を禁止した上で道路を活用した賑わい活動を実施する
3	大阪府 堺市	堺大小路シンボルロード賑わい社会実験	堺市の大小路において、既存駐車場の利用及びバスの活用を促進することによる通過交通の抑制効果を検証するとともに、来街者に分かりやすい道案内を実施する
4	大阪府 藤井寺市	あんしん歩行エリア内の通過交通の速度抑制社会実験	藤井寺市中心部の生活道路において、ハンプとクラックの設置による自動車の通過及び速度の抑制効果を検証する
5	兵庫県 豊岡市	城下町出石の道案内社会実験	豊岡市出石町出石城跡周辺地区において、通り名を利用した道案内を実施する
6	和歌山県 和歌山市	和歌山市まちなか街道案内社会実験	和歌山市の中心市街地において、来街者に分かりやすい道案内を実施する
7	北海道 帯広市	帯広まちなか歩行者天国社会実験	帯広駅前の道道及び市道において、歩行者天国を実施するとともに、駐車場の利用向上策を実施する。また、駅前から馬車を運行する
8	北海道 釧路市	こちよい湖畔、のんびり温泉『阿寒湖』社会実験	阿寒湖周辺地区の商店街内の道路において、一方通行化とともにボンエルフ化を実施し、路上駐車抑制効果を検証する。また、駐車場、商店街、住宅地を結ぶ循環バスを運行する
9	北海道 札幌市	安全・安心で魅力的な道路空間の創出実証実験	薄野地区において、夜間に歩行者天国化する歩行者優先施策を実施する。また、大通り地区において、タクシールールを設置する
10	岩手県 盛岡市	馬車が走るスローで素敵なまち盛岡の魅力づくり社会実験	盛岡市の中心部の道路において、観光馬車を運行し、周囲への影響や、安全性の検証を行う
11	岩手県	官と民のコミュニケーション向上プロジェクト(いわてロードユーザーズクラブ)社会実験	盛岡市内において、NPOが道路利用者からなるロードユーザークラブを設置し、利用者の視点での改善要望や地域活動に取り組む
12	宮城県 仙台市	社の都のまちなか自転車実験	仙台市中心部において、広幅員歩道内で歩行者と自転車の分離を促す路面標示を試行するとともに、自転車レーンを設置する
13	秋田県 五城目町	朝市と商店街の共存、安全・安心な道路空間確保等の実験	五城目町中心部において、一方通行規制を実施した上での仮歩道の設置により歩行者空間を確保するとともに、ハンプによる自動車の速度抑制効果を検証する。また、道路を活用して既存の朝市の設置方法の改善を試行する
14	福島県 会津若松市	「まちなか、ふれ愛、花カフェ」社会実験	会津若松市において、歩道上での自転車駐輪帯設置実験とともに、幹線道路の通行規制を実施し、周囲への影響を検証する

15	福島県 郡山市	“音楽都市郡山”イメージ創出 社会実験2006	郡山駅前通りにおいて、広幅員歩道を賑わい空間として活用するとともに、市街地における自転車降車のルールづくりに取り組む
16	福島県 浪江町	浪江ゆうゆう通り交通安全対策社会実験	浪江町の町道において、ハンプによる自動車の速度抑制効果の検証とともに、イメージ歩道の設置による歩行者優先施策を実施する
17	群馬県 中之条町	国道145号伊勢町通りの活性化に向けた交通社会実験	中之条町内の国道において、地域特性に合致した道路空間のあり方を探るため、車道を狭め、バイパスへの迂回を促す方策等により、走行状況や交通量の推移を検証する
18	埼玉県 所沢市	市民主体の歩行者に安全なまちづくり導入実験	小手指駅前の生活道路において、ハンプや狭さくによる自動車の速度抑制効果の検証とともに、歩行者と自転車の分離を試行する
19	埼玉県 杉戸町	宿場町杉戸「五十市」復活社会実験	東武動物公園駅周辺道路において、歩行者と自動車の分離を試行するとともに、歩道における溜まり空間の設置を実施する
20	東京都 港区	青山通りの顔となる外苑前歩道空間の多面的活用実験	青山通りにおいて、歩道を多目的スペースに変えた上で、不法設置物への対策等を内容とする「青山通り街並み協定書」の広報や地域交流の場としての活用を試行し、さらに、見回り活動を通じ、協定遵守の雰囲気づくりに取り組む
21	東京都 国分寺市	ハンプの連続設置及び抜け道利用者への自覚促し実験	国分寺市内の生活道路において、ハンプや狭さくによる自動車の速度抑制効果を検証するとともに、抜け道利用を見合わせるよう協力を呼びかける活動を実施する
22	東京都 新宿区	道路空間の再配分による自転車等の駐車スペース確保・整序化実験	新宿駅西口において、歩道空間を活用して二輪車駐車場(車道から乗り入れ)、自転車駐車場(歩道から乗り入れ)を設置し、設置形態等を検証する
23	神奈川県 横浜市	区民と創る、人と桜にやさしい賑わいの道路空間社会実験	大岡川のpromenadeにおいて、自転車走行レーンを確保するとともに、住民参加による溜まり空間の整備を試行する。また、人と桜にやさしい舗装の試験施工を実施する
24	神奈川県 相模原市	安全で快適な道路空間の再構築による賑わい創出社会実験	相模原市の買物公園道路の歩道において、たまり空間を確保するとともに、路上駐車帯の利用促進活動を実施する
25	新潟県 新潟市	らくらく古町 通り名で道案内社会実験	新潟市古町地区において、通り名を利用した道案内を実施する
26	新潟県 佐渡市	電動自転車サイクリングで小木観光エリア活性化実験	佐渡の小木地区において、路面標示等の設置により自転車走行レーンを仮設し、電動自転車のレンタサイクルを実施する
27	静岡県 三島市	水辺の回遊緑陰づくりとリサイクル屋台による道のにぎわい再生実験	三島市の中心市街地において、トランジットモールの実施とともに、歩行者の憩いの場を設置し、交通量や自動車速度に与える影響を検証する
28	愛知県 豊田市	IT・ITS技術と連携した地区交通安全対策社会実験	豊田市の中心市街地において、カーナビと連携した通過交通抑制とともにハンプや狭さくによる自動車の速度抑制効果を検証する
29	鳥取県 倉吉市	玉川白壁土蔵群ゆったりイズム歩行空間社会実験	重要伝統的建造物群保存地区において、車両通行止めや一方通行規制、ボンエルフを行うことにより、歩行者の安全性と一般車両利用者への影響を検証する。
30	島根県 出雲市	「にぎわいと活気」を取り戻す大社町社会実験	大社地区において、通り名を利用した道案内及び歩行者空間の確保を実施し、観光客の回遊性及び安全性を検証する

31	島根県 隠岐の島 町	島まるごとミュージアム構想 道路空間の再生実験	西郷港周辺地区において、通り名を記した標識の設置や マップによる道案内を実施する
32	広島県 広島市	ひろしま物流まちづくり社会実 験	広島市の中心部において、路外・路上に共同荷捌き施設 を設置することによる路上荷捌き車両の削減効果を検証 する
33	愛媛県 西条市	水の都西条を通り名で道案内 社会実験	西条市伊予西条駅前周辺地区において、通り名を利用し た道案内を実施する
34	佐賀県 佐賀市	佐賀の「まちめぐり、にぎわい めぐり」社会実験	佐賀市中心部において、歩道を拡幅するために車道を狭 め車両速度・走行状況を検証するとともに、循環バス運行 による公共交通機関の利用促進を実施する
35	長崎県 島原市	島原市周遊型観光をめざす 道案内社会実験	島原市島原城周辺地区において、通り名を利用した道案 内を実施する
36	鹿児島県 鹿児島市	天文館地区「通り名による道 案内」社会実験	鹿児島市天文館地区において、通り名を利用した道案内 を実施する

平成19年度 社会実験公募要領

1. 社会実験の目的について

社会実験は、既存制度の大幅な見直しを伴う、先進的または斬新な施策について、当該施策を本格実施に移行するにあたり、事前に効果や影響を確認するため、場所と期間を限定して試行・評価するものです。

2. 平成19年度の社会実験の募集テーマについて

平成19年度の社会実験では、以下の実験テーマを実施しようとする地域を公募します。

沿道を含めた空間の一体的な整備・管理を行うことによって、より高い道路の機能を発揮させるための実験

具体例：人々の憩いの場としての溜まり空間を持つ道路の実現
沿道空間と一体となった道活用方策検討の実験
身近な道路ニーズの把握と対応に関する実験 等

道路利用者のニーズにより的確に伝えるため、道路の機能の特化とそれに合わせた整備・管理を行うための実験

具体例：共同荷捌きスペースや共同配送などの実験
くらしのみちゾーン・トランジットモール
道路空間の再構築による自転車走行空間の創出 等

地域における様々な課題を解決するため、道路として積極的に貢献していくための実験

具体例：通りの名前を利用した道案内（通り名・位置番号方式）やIT技術の活用による新たな道案内に関する取組
複雑な都市内交差点における案内の工夫
情報機器を活用した隔地タクシープールの設置による道路交通環境の改善
観光地において公共交通機関の活用と道路空間の再構築を組合せた取組
等

（注） マークのついた実験のイメージは、実験内容例（別紙）を参考としてください。

3. 申請できる団体

国土交通省と連携して実験をしていただける以下の団体、組織を対象とします。

地方公共団体（一部事務組合、広域連合を含む）

商工会議所や特定非営利活動促進法（NPO法）に基づく団体（ただし、実験に地方公共団体の関与が必要）

まちづくり協議会などの公的な任意団体（ただし、施策に関連する地方公共団体が構成員に含まれること）

4．国土交通省が支援する社会実験の要件について

以下のいずれかの要件を満たしていることが必要です。

新たな制度や既存制度の見直しに結びつく先進的な施策で、国レベルでその施策による効果や課題の検証が必要なもの。

ただし、これまでに実施例のある施策でも、改良、組合せなどの工夫により新規性、先進性があると認められる場合も含まれます。

地域に新たな施策を導入するにあたり地域の課題を検証する際には、例えば以下のよう
に、実験の目的や本格実施の方針が明確になっているもの。

- ・ 既存の車道に歩道を付加的に設置することは決定しているが、幅員・構造などの整備内容を実験を通して決定するもの
- ・ 自転車レーンの設置など施策実施は決定しているが、箇所・構造などを実験を通して決定するもの

（注）通常の事業で行えるものを除く。

地方公共団体において、交通等に関して複数の実現手段を擁する総合的な計画を策定済もしくは策定中であり、その中の要素（計画実現のための手段）を段階的に検証するもの。

申請書の記入にあたっては、どのような課題をどのように評価・検証していくのかをできる限り具体的に記述してください。

上記の要件を満たさない取組みで、本格実施の段階でハード整備を伴うものは、道路局の補助事業を活用して行うことができます。

5．申請方法等

5 - 1 社会実験の申請方法

社会実験の申請を行う際には、申請書（様式）を作成し、実験地域を所管する国土交通省地方整備局等（別表）に実験内容を説明の上、提出してください。その際、必要に応じて参考資料を添付してください。電子メール・FAXでの申請は受け付けておりません。

5 - 2 社会実験に関する相談、問い合わせ

申請しようとする実験の内容についての相談や、申請書類の作成方法等の問い合わせは、実験地域を所管する地方整備局等で受け付けております。相談・問い合わせは、下記の申請書提出期間以前でも結構です。

5 - 3 申請書の提出期間

平成 18 年 12 月 25 日（月）～平成 19 年 1 月 31 日（水）厳守

6 . 実験実施地域の選定等

6 - 1 選定方法

申請された社会実験は、「社会実験の推進に関する懇談会（座長：高橋洋二 東京海洋大学教授）」等において、以下の観点から検討が行われ、その結果を踏まえ、実施地域及び実施内容を決定します。

実験する施策が新規性、先進性を有するなど、社会実験の対象施策として要件を満たしているかどうか

実施する施策が対象地域において有効性をもつかどうか

本格実施に向けた方針が明確になっているか

地元住民、関係行政機関との調整等、実験実施、施策実施に向けた諸環境が整っているかどうか 等

6 - 2 選定結果の連絡

実施地域の選定結果は、概ね 2 ヶ月の選考期間を経て、応募代表者あてに連絡します。また、選定された実験地域については国土交通省ホームページ等において公表します。

6 - 3 社会実験制度により負担する費用

国土交通省道路局が負担できる費用は、実験実施計画の策定費用、実験実施の準備のための費用、実験実施の運営費用、各種調査のための費用、効果分析・施策評価のための費用です。また、独自に予算を調達していただくことも可能です。なお、国土交通省が負担する額は、概ね 500 万～1,500 万程度を想定しています。

6 - 4 関係機関との調整

実験の実施までに、地元住民、関係行政機関との十分な調整が必要です。特に、実験の実施に際して交通規制や道路の使用許可を要する場合には、所轄の警察とあらかじめ十分な調整をしてください。

7 . 実験結果の報告等

実験終了後 3 ヶ月以内（但し当該年度末まで）に、実験成果に関する報告書 3 部及び関連資料一式を、実験地域を所管する地方整備局等へ提出していただきます。

また、実験結果について、講演会等での発表や実験に関するアンケート調査等をお願いすることがあります。

8 . その他

社会実験の実施状況・結果や担当部署等の連絡先を社会実験ホームページ上で公開します。実験への取組み状況や実験結果等に関する質問への対応をお願いします。

なお、提出された申請書等は、国土交通省に帰属するものとし、その後ホームページ等で使用することがあります。

実験内容例

○ 沿道空間と一体となった道活用方策検討の実験

- ・ 沿道空間整備と一体的に、バリアフリー歩行者空間の創出、旧街道のたたずまいを再現したまちの顔づくりを行うことを目標に、計画作成、地元調整、効果測定を実施する
- ・ 検証事項は、推進体制、地元合意方策、活性化効果等

○ 身近な道路ニーズの把握と対応に関する実験

- ・ 地方自治体が身近な道路に関する住民のニーズ・不満を適切に把握・対応するため、アンケート、現場点検、ワークショップ等を行い具体的な計画、方策を提案する
- ・ 検証事項は、効果的な体制構築のあり方、住民の満足度等

○ 複雑な都市内交差点における案内の工夫

- ・ 案内標識とカラー舗装の連携、交差点案内の予告、車線別の目標地名の表示等により交差点の案内をより分かりやすいものとする
- ・ 検証事項は、分かりやすい案内手法の確立等

○ 観光地において公共交通機関の活用と道路空間の再構築を組み合わせた取組

- ・ 複数の駐車場を統合、エリアを設定した一般交通の流入規制や道路空間の再構築を、観光地におけるパーク＆ライドと組合せて実施（単純な観光パークアンドライドのみの支援は行わない）
- ・ 検証事項は、効果的な体制構築、周知方法、満足度等

平成 1 9 年度社会実験 申請書

平成 年 月 日作成

実験名称 (25 文字以内程度)	
実験の種類	<p>1. 沿道を含めた空間の一体的な整備・管理を行うことによって、より高い道路の機能を発揮させるための実験</p> <p>2. 道路利用者のニーズにより的確に応えるため、道路の機能の特化とそれに合わせた整備・管理を行うための実験</p> <p>3. 地域における様々な課題を解決するため、道路として積極的に貢献していくための実験</p> <p>該当する番号に を付ける</p>
実験参画 組織・団体 参画組織・団体の種類(該当する番号にすべてに): 1. 地方自治体等 (含む一部事務組合、広域連合) 2. NPO 法人等の地域団体 3. まちづくり協議会等の公的な任意団体 4. その他 ()	<p>実験参画組織・団体、その代表者名を記載ください。</p> <p>(この斜体の注意書きは、申請書には書き込む必要はありません。以下同様。)</p>
地方自治体以外の場合、団体の概要を記述	<p>団体の活動の目的、活動履歴を含めた概要を記述し、関連資料を参考資料として添付してください。</p> <p>また、申請者が NPO 法人等の団体である場合は認可等の写しがあれば添付してください。</p>
連絡先	組織名 (団体名):
複数の団体による組織の場合、代表かつ連絡先となる組織	担当部門 (部署):
	所在地 (都道府県名も記載):
	〒
	代表者名: (連絡先担当者名)
	T E L :
	F A X :
	E-mail :
ホームページアドレス: 広報活動を想定するホームページアドレスを記載	

1. 実験概要図 (A4版1枚にまとめる)

実験の実施場所等を示す位置図(地域の周辺状況がわかるもの)に実験概要を記述
ポンチ絵や平面図等を用いて実験の内容がこの一枚で説明できるよう作成

実験の全体像が概観できるようにし、実験実施時期、実験の規模(対象施策に応じて、箇所、台数、人数等)も明示

現況写真を必要に応じ図中等に挿入

2. 地域の現状と課題

実験実施の前提、背景となっている地域の現状や問題点を記述

〔記載イメージ〕

- 自動車への依存度の高い交通利用特性に加え、
線道路で交通渋滞が慢性化、中心市街地である
行者の安全性が低下。
- による地理的条件により、
地区にも迂回通過交通が多く、歩

3. 実験の目的・目標

実験の概要及び目的・目標を記述（箇条書きでわかりやすく記載のこと）

4. 実験実施地域・期間等

- (1) 実験実施地域： _____
- (2) 実験開始予定時期： _____ 年 _____ 月頃
- (3) 実験期間： 約 _____ 日間（または約 _____ ヶ月間）

5 . 実験項目および内容

公募要領の実験メニューに沿ったもので、想定している実験実証項目を記載するとともに、実験の内容や対象箇所、特徴的な事項を実験項目ごとに具体的に記述（箇条書きでわかりやすく記載のこと）

〔記載イメージ〕

- トランジットモールの実施
（交通量・車両速度・来街者数の変化や、来街者・商店主等への満足度調査等を検証）
- 自転車利用促進活動、自動車走行レーンの設置
（交通量・来街者数の変化や、来街者・商店主等への満足度調査等を検証）
- 路上荷捌きスペースの設置
（交通量・車両速度の変化や、来街者・商店主等への満足度調査、商業活動等への影響等を検証） 等

また、実験で検証する課題や評価する内容を具体的に記述してください。

6 . 本格実施に向けた方針

本格実施の予定（時期）、本格実施に移行する実験結果の目標値、本格実施時の運営収支、費用負担の考え方を記述
平成19年度の採択では本格実施の可能性を重視する予定

7 . 実施体制

複数の機関が社会実験に参画する場合は、事務局及び各機関の役割分担、相互の連携体制を記述（フロー図等の場合でも具体的な内容を記述）
協議会の設置状況・予定について明記。

8 . 調整が必要な機関名と調整状況

都道府県公安委員会や行政機関、地域の団体等実験を実施するに当たり調整が必要な機関および調整状況、調整の目的を記載

（記載イメージ）

- ・ 県（道路管理者）： 課と調整を行っているところ（調整に ヶ月程度必要）
- ・ 県警：概ね調整済
- ・ 商店会：未調整（調整に ヶ月程度必要）
- ・ 等

実験の実施までに、地元住民、関係行政機関との十分な調整が必要です。特に、実験の実施に際して交通規制や道路の使用許可を要する場合には、所轄の警察とあらかじめ十分な調整をしてください。

9. 実験に係る予算計画				
(1) 実験関連総費用 詳細の費目については、次ページの様式に基づき記載。				
実験関連総費用 (A + B + C + D + E) 詳細内訳は次ページ表記載		千円	国土交通省が支援する費用 (実験関連総費用 - 応募者予算総額)	
千円				千円
実験実施計画 の策定 (A)	実験実施の 諸準備 (B)	実験実施の 運営 (C)	各種調査 (D)	効果分析・ 施策評価 (E)
千円	千円	千円	千円	千円
(2) 応募者予算と内訳 上記の見込まれる費用のうち、 <u>応募者等が単独で確保する予定の【応募者予算総額】</u> 及び、 <u>応募者が複数の団体・組織により構成される場合には、構成団体・組織別に負担される費用の内訳及び、その負担額の内容について以下に記載ください。</u> なお、 <u>構成団体・組織のうち実験に伴い金銭的な負担とは別に物的、人的負担を予定されている場合には、それについてもご記載ください。</u>				
【応募者予算総額】 総費用のうち、応募者等が単独 で確保する予定の予算額 注) 下記内訳の総計		千円		
団体・組織名	負担の種類 (該当番号に)	負担額	負担の内容	
	1. 費用負担あり 2. 物的・人的負担のみ 3. 両方負担	千円		
	1. 費用負担あり 2. 物的・人的負担のみ 3. 両方負担	千円		
	1. 一部費用のみ負担 2. 物的・人的負担のみ 3. 両方負担	千円		
	1. 一部費用のみ負担 2. 物的・人的負担のみ 3. 両方負担	千円		
	1. 一部費用のみ負担 2. 物的・人的負担のみ 3. 両方負担	千円		
	1. 一部費用のみ負担 2. 物的・人的負担のみ 3. 両方負担	千円		

欄が不足する場合には、必要に応じて追加してください。

原則として、国土交通省が支援する費用が、公募要領に記載の標準的な費用を超えない範囲にしてください。

(3)実験関連費目の内訳

(各費目欄については必要に応じて追加・削減し記載するか、本様式に準じ別紙に記載する。)

費目名：費目別単価×数量（または日数、人日など）＝費目計（千円）

項目	費目	単価 (千円)	数量	数量 単位	費目計 (千円)	備考
実験実施計画 の策定 (A)						
<小計>						
実験実施の 諸準備 (B)						
<小計>						
実験実施の 運営 (C)						
<小計>						
各種調査 (D)						
<小計>						
効果分析・ 施策評価 (E)						
<小計>						
<総計>						

問い合わせ先、応募書類の提出先

機関名	部署	住所	電話・E-Mail
北海道開発局	建設部 道路計画課	〒060-8511 北海道札幌市北区北8条 西2丁目第1合同庁舎	011-709-2311 shakai-hokkaido@hkd.mlit.go.jp
東北地方整備局	道路部 道路計画第二課	〒980-8602 宮城県仙台市青葉区二日 町9-15	022-225-2171 doukei2@thr.mlit.go.jp
関東地方整備局	道路部 道路計画第二課	〒330-9724 埼玉県さいたま市北袋町 1-21-2 さいたま新都心合 同庁舎2号館19F	048-600-1342 doukei2@ktr.mlit.go.jp
北陸地方整備局	道路部 地域道路課	〒950-8801 新潟県新潟市美咲町 1-1-1	025-280-8880 chiiki-douro@hrr.mlit.go.jp
中部地方整備局	道路部 地域道路課	〒460-8514 愛知県名古屋市中区三の 丸2-5-1 名古屋合同庁舎 2号館	052-953-8170 chiikird@cbr.mlit.go.jp
近畿地方整備局	道路部 道路計画第二課	〒540-8586 大阪府大阪市中央区大手 前1-5-44	06-6945-7420 doukei2sha@kkr.mlit.go.jp
中国地方整備局	道路部 道路計画課	〒730-8530 広島県広島市中区上八丁 堀6-30	082-221-9231 douro-keikaku@cgr.mlit.go.jp
四国地方整備局	道路部 道路計画課	〒760-8554 香川県高松市サンポート 3-33 高松サンポート合 同庁舎11F	087-851-8061 dourokeikaku@skr.mlit.go.jp
九州地方整備局	道路部 道路計画第二課	〒812-0013 福岡県福岡市博多区博多 駅東2-10-7	092-471-6331 doukei2@qsr.mlit.go.jp
沖縄総合事務局	開発建設部 道路建設課	〒900-8530 沖縄県那覇市前島2-21-7	098-866-0091 dourokensetsuka@ogb.cao.go.jp